

# 令和5年度 第5回総合計画等推進市民委員会 議事録

日時 令和5年8月22日(火) 14時00分～16時00分  
場所 YSアリーナ八戸 大会議室  
出席委員 堤 静子 委員長、宮腰 直幸 副委員長、倉田 任康 委員、柴田 紀志 委員、  
高森 えりか 委員、立花 悟 委員、鶴 直人 委員、田頭 順子 委員、峯 敬子 委員  
事務局 安原 総合政策部次長兼政策推進課長、小田 参事、磯谷 主査

## 【1. 開会】

### ○司会

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから「令和5年度 第5回八戸市総合計画等推進市民委員会」を開催いたします。本日の会議でございますが、委員10名中9名に御出席いただいております。中村委員はまだ到着されておられませんけれども、遅れて参加されるということになっております。したがって、「八戸市総合計画等推進市民委員会規則」第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

## 【2. 資料の確認及び委員長挨拶】

### ○司会

それでは、資料の確認をしていただいて、本日の議事に入りたく存じます。本日の会議資料は、皆様のお席にお配りしました、

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・席図
- ・資料1「政策公約評価方法」
- ・資料2「政策公約評価の基礎資料」
- ・資料3「政策公約対応事業の取組状況」
- ・資料4「事前質問・意見一覧表」
- ・参考資料1「第5回総合計画等推進市民委員会の審議の進め方」
- ・参考資料2「任期2年目における重点施策毎の事務局評価案」

でございます。過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。それでは、開会にあたりまして、堤委員長から御挨拶をお願いします。

### ○堤委員長

改めまして、こんにちは。大変お忙しい中、暑い中、お疲れ様でございます。前回まで、第7次総合計画の実施状況の審議を進めてまいりましたが、今日からは、政策公約の評価関係の審議に入ることになります。いつものことながら限られた時間ではございますけれども、活発な御審議のほど、お願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○司会

ありがとうございました。ここから議事に入りますので、堤委員長よろしくをお願いします。

## 【3. 審議案件：政策公約の取組状況に関する審議】

### ○堤委員長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。本日は午後4時頃の終了を予定し

ておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。なお、本日の審議案件は「政策公約の取組状況に関する審議」です。最初に政策公約評価方法について、事務局から説明した後に、実際に公約の審議に入りたいと思います。政策公約は政策1～9までありますが、本日は政策5までを審議する予定として、政策2の審議終了時点で休憩をはさむ予定にしています。

それでは、審議に入ります。はじめに、【政策公約の評価方法と審議の進め方】について、事務局より説明をお願いいたします。

## ○事務局

事務局、政策推進課の磯谷と申します。今日は、どうぞよろしくようお願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。

事務局より政策公約の評価方法と審議の進め方について説明いたします。資料1の「政策公約評価方法」と参考資料1の「第5回総合計画等推進市民委員会の審議の進め方」をお手元に御用意ください。

まず、資料1について御説明いたします。市長の政策公約については、9つの政策のもとに、44の重点施策が掲げられており、公約の実現に向けて、現在、市では132の対応事業に取り組んでいます。政策公約の評価にあたっては、対応事業の取組実績や成果を基に、当委員会において総合的、定性的な評価を毎年度行うこととしています。評価の区分は、政策公約に掲げている内容の「達成度」による評価を基本としますが、政策公約の達成には、短期間で達成可能なものから、任期である4年間を要するものまで、公約の内容によって異なることから、毎年の評価時点での取組状況を基にした「進捗度」による評価も加えた、2段階での評価といたします。評価の実施に際しては、はじめに44の重点施策ごとの個別評価を行い、次にその個別評価を基に、9つの政策の評価を含めた公約全体の「総括評価」を行います。(1)の評価区分ですが、「達成度」の区分については、重点施策に記載の内容が達成できている、一部達成できている、達成できていない、の3区分とし、達成できていない場合については、さらに取組の「進捗度」による評価を行うこととし、その区分は、達成に向けて取組が順調に進んでいる、想定通り進んでいない、検討に着手していない、の3区分となります。評価の対象期間ですが、任期1年目の対象期間が、就任から令和4年7月末まででしたので、任期2年目は、それ以降となる令和4年8月から令和5年7月末までとなります。なお、評価方法については1年目の評価方法から変更はございません。評価方法の説明については以上です。

続きまして、政策公約の審議の進め方について、御説明いたします。参考資料1を御覧ください。審議は9つの政策ごとに行うこととします。まず、事務局より、1つの政策とそれを構成する重点施策の内容および、事務局の評価案を御説明します。また、事前質問や意見が寄せられておりますので、その内容と市の回答を御説明します。その後、委員の皆さまより、事務局の説明に対する御意見・御質問を頂き、全ての質疑応答が終了したら、各重点施策と政策の評価を決定していただきます。

以上の流れを9つの政策ごとに繰り返していき、最後に政策公約全体の評価について、御意見を頂き、審議を終了いたします。また、今回いただいた評価・意見につきましては、評価書として取りまとめ、市長に提出していただくこととなります。評価の方法と審議の進め方につきましては、以上となります。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。事務局からの説明は以上です。

## ○堤委員長

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明について、何か御質問はございませんか。よろしいですか。

では、事務局説明のとおり、9つの政策ごとに各重点施策と政策の評価を決定した後で、政策

公約全体の評価をしてまいりますので、よろしく願いいたします。それでは、審議に入ります。

まずは、政策公約の概要と【政策1 迅速かつ適切な新型コロナ対策】について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、政策公約の評価を行ってまいります。まず、資料2「政策公約評価の基礎資料（任期2年目）」を御覧ください。こちらの資料は、評価を行う際の基礎資料であり、政策公約の概要、評価方法、事務局の評価案を記載しています。8ページから最終ページまで記載された表の右側に、事務局の評価案を記載しており、評価は事業ごとではなく、重点施策ごとに行うこととしております。それでは、資料2について御説明しますが、限られた時間となっており、事前に資料に目を通していただいていることと思っておりますので、要点のみ御説明します。

1ページを御覧ください。まず、政策公約の概要ですが、政策公約は市長が4年間の任期で重点的に取り組む施策をまとめたもので、9つの政策のもと、44の重点施策で示されており、令和5年7月末時点で、市は、公約実現に向けて132の対応事業に取り組んでいます。

2ページを御覧ください。ここからは、9つの政策の内容と、それを構成する重点施策の内容を全文記載しております。詳細は各政策の審議の際に説明しますので、ここでは簡単に御説明します。政策1は【迅速かつ適切な新型コロナ対策】として、7つの施策で構成されております。

3ページを御覧ください。政策2は【八戸圏域の特性を活かした経済活性化】として、7つの施策で構成されております。政策3は【持続可能なより良い社会の実現】として、3つの施策で構成されております。

4ページを御覧ください。政策4は【スポーツと文化で地域と経済の活性化】として、4つの施策で構成されております。政策5は【安心・安全な市民の暮らしを守る】として、5つの施策で構成されております。

5ページを御覧ください。政策6は【「子どもファースト事業」の展開】として、4つの施策で構成されております。政策7は【多様な市民力を地域の活力に】として、6つの施策で構成されております。

6ページを御覧ください。政策8は【暮らしやすく人に優しいまちづくり】として、4つの施策で構成されております。政策9は【経営感覚を持った行財政運営】として、4つの施策で構成されております。

7ページを御覧ください。こちらは政策公約の評価方法を記載しておりますが、先ほど御説明した内容となりますので、割愛させていただきます。

8ページを御覧ください。ここから最終ページまで、9つの政策と44の重点施策、132の対応事業の名称と、政策と重点施策に対する事務局の評価案を記載しております。判断資料をまとめた参考資料2により事務局の評価案を説明した後に、委員の皆様から評価案が妥当かどうか判断いただき、委員会としての評価を決定していただきたいと思います。また、公約を推進するための意見についても、あわせていただければと思います。

資料3を御覧ください。こちらの資料は、132の対応事業の内容や取組状況をまとめたものでございます。以上が資料の説明となりました。

では、実際の評価の説明に入っていきます。まず、政策1から御説明いたしますので、資料2の2ページをお開きください。【政策1 迅速かつ適切な新型コロナ対策】の内容は、感染症拡大を防止すると共に、日常生活と経済活動を取り戻します、となっており、7つの重点施策で構成されております。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策1-1は、医療提供体制の充実・強化に向けて、入院病床や宿泊療養施設の確保に努めると共に、クラスター発生時の保健所機能・PCR検査体制の強化、迅速なワクチン接種、わかりやすい情報提供に努めるなど、新型コロナ感染症対策に全力を尽くします、となっており

ます。ここで、参考資料2の1ページを御覧ください。これに対して市では、「入院病床・宿泊療養施設確保事業」等に取り組んでおります。事務局としては、県や医療機関と連携し、入院病床や宿泊療養施設が確保されているほか、「新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアル」の策定による保健所への職員派遣体制の整備などの保健所機能の強化、医療機関との連携によるPCR検査体制の強化、抗原検査キットの配布、ワクチンの追加接種や小児を対象とした接種、記者会見や市公式 SNS・市 HP を活用したわかりやすい情報提供などを実施していることから、「達成できている」としました。

評価の説明では今の流れのように、資料2と参考資料2を合わせながら説明させていただきます。最初に重点施策の各内容を資料2で説明し、それに対応する事務局評価案を参考資料2で説明いたしますので、お手元の見やすい位置に資料の配置をお願いします。

それでは、資料2の2ページにお戻りください。次に、重点施策1-2は、自宅療養者・宿泊療養者への健康観察等の適切な対応を図るとともに、潜在的保健師・看護師を登録する人材バンクの活用等により保健所の体制整備に努めます、となっております。参考資料2の1ページにお戻りください。これに対して市では、「自宅療養者等対応強化事業」等に取り組んでおります。事務局としては、保健所からの電話連絡や食料支援等により、療養者に適切な対応を実施するとともに、人材バンクを活用した専門職員の確保による保健所の体制整備を実施していることから、「達成できている」としました。

次に、重点施策1-3は、必要に応じて、高齢者施設、繁華街の飲食店の一斉検査（スクリーニング検査）を行うほか、医療機関、高齢者施設、保育園等への抗原簡易キットを活用するなど、検査体制の強化を図ります、となっております。これに対して市では、「クラスター対策事業」に取り組んでおります。昨年度の評価は、飲食店・教育関係施設等へのPCR検査キットの配布が実施されていましたが、高齢者施設や保育所等への検査キットの配布は未実施であったため、「一部達成できている」としました。今回は、昨年令和4年8月から高齢者施設、障害者施設、教育関係施設への抗原検査キットの配布を実施したことから、「達成できている」としました。

次に、重点施策1-4は、新型コロナ禍の影響が大きい観光関連事業者等に対して、事業存続に向けた適切な支援を行うほか、観光・飲食等の需要回復支援に取り組めます、となっております。これに対して市では、「八戸市商業団体等販売促進事業」等に取り組んでおります。昨年の評価は、商業団体などによる販売促進事業への助成やプレミアム食事券の発行、飲食伴うイベント等に対するマチニワ使用料の免除等による、事業存続に向けた支援や需要回復支援が実施されていましたが、プレミアム商品券、観光おもてなしクーポンの発行は準備・検討段階であったことから、「一部達成できている」としました。今回は、商業団体などによる販売促進事業への助成やプレミアム食事券の発行、飲食伴うイベント等に対するマチニワ使用料の免除等のほか、プレミアム食事券・プレミアム商品券・観光おもてなしクーポンの発行の実施により、事業存続に向けた支援や需要回復支援を実施していることから、「達成できている」としました。

次に、重点施策1-5は、新型コロナ禍の長期化により懸念される、高齢者フレイル（心身の虚弱）などの健康二次被害の予防と対策に取り組めます、となっております。これに対して市では、「介護予防センター運営事業」等に取り組んでおります。事務局としては、介護予防センターにおける相談支援や介護予防教室等の開催、高齢者等に対するバス特別乗車証の無償交付により、高齢者フレイル（心身の虚弱）などの健康二次被害の予防と対策を実施していることから、「達成できている」としました。

次に、重点施策1-6は、感染症との共存（ウイズコロナ）時代において、市民が安心して日常生活や経済・文化・スポーツ・教育等の活動を行えるよう、市独自のガイドラインを制定し、フォロー体制を構築します、となっております。これに対して市では、「市民へのフォローアップ推進事業」に取り組んでいます。事務局としては、市独自のガイドラインの制定については国・県の対処方方針と乖離が生じることとなり、市民の混乱を招くため、制定しない方針としているものの、

記者会見や SNS 等による情報発信でフォロー体制は構築できていることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策1-7は、新型コロナへの対応について様々な角度から検証し、新たな「感染危機管理マニュアル」を策定します、となっております。参考資料2の2ページをお開きください。これに対して市では、「保健所機能強化事業」に取り組んでおります。事務局としては、令和3年12月17日に感染症危機管理マニュアルを策定し、それに基づき本庁から保健所へ応援職員の派遣等を実施していることから、「達成できている」としました。

最後に、政策1全体の評価案ですが、達成できている取組があるものの、未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。以上が政策1の説明になりますが、政策1については事前質問をいただいているため、その内容を御説明します。

資料4を御覧ください。こちらは委員の皆様からの事前質問・意見と回答をまとめた一覧表となります。それでは資料4の2ページをお開きください。政策1に関する事前質問を5個いただいております、まず、重点施策1-4の事業1、八戸市商業団体等販売促進支援事業についてです。この事業の詳細に関しては、資料3「政策公約対応事業の取組状況」の9ページを御覧ください。御質問の内容ですが、八戸市商業団体等販売促進支援事業の特別枠について、一般枠とどのような違いがあるのかについての御質問でした。回答ですが、一般枠は各種組合又は任意団体等を対象とした補助枠であるのに対し、特別枠は商工会議所又は商工会を対象とした補助枠となっております。

続きまして、資料4の3ページを御覧ください。続いての事前質問が、重点施策1-4の事業2、八戸市プレミアム食事券事業についてです。この事業の詳細に関しては、資料3の11ページを御覧ください。御質問の内容ですが、プレミアム食事券の発行・抽選・販売の1年目で申込者数・申込セット数が多く抽選を実施したとあります。販売（引換）率が低いように思うのですが、抽選の方法に問題はなかったか、というご質問でした。こちらは1年目の取組期間に関する御質問となりますが、回答は、まず1年目実績は令和4年7月末時点の数値を示しているに過ぎないため、購入引換期間終了時点の数値ではありませんので御留意いただきたいことと、購入引換期間終了時点での販売（引換）率が90.8%であったこと、減数購入を行う者が一定数存在したこと、購入引換期間終了後に実施した追加販売により残部を売り切ったこと等を考慮すると、抽選の方法に特段問題はなかったと考えております。当選者に当選ハガキを送付する際、一部当選者に当初の希望と異なる販売所を案内する事案が発生しましたが、これについても、当初希望した販売所で購入引換できる旨をダイレクトメール等により事案判明後速やかに周知したため、問題ないものと認識しております。

続いての事前質問が、重点施策1-4の事業5、マチニワイイベント支援事業についてです。この事業の詳細に関しては、資料3の16ページを御覧ください。御質問の内容ですが、マチニワイイベント支援事業について、1年目の実績のイベント申請受付件数(15件)とイベント実施済件数(7件)に違いがある理由は、コロナの状況変化等によるものか、という御質問でした。こちらは、先ほどの回答と同様、集計時期の話となりますが、1年目の取り組み実績は令和4年7月末時点の実績であるため、令和4年7月末時点で申請受付した15件のイベントのうち、令和4年7月末までに実施されたイベントが7件となります。

続いての事前質問が、重点施策1-5の事業1、介護予防センター運営事業についてです。この事業の詳細に関しては、資料3の17ページを御覧ください。御質問の内容ですが、介護予防（フレイル予防）事業の実地は、どの項目も介護予防センターを会場にして行われているか。また、延べ人数で報告されている項目は、実地場所が何か所かにわたっているか、という御質問でした。回答は、介護予防センターで実施している介護予防（フレイル予防）事業は、すべて同センターが会場となっており、延べ人数は、当該事業への再来者を含めた利用者数を計上しております。

続いての事前質問ですが、資料4の4ページを御覧ください。重点施策1-5の事業2、高齢者

等バス特別乗車証無償化事業についてです。この事業の詳細に関しては、資料3の19ページを御覧ください。質問の内容ですが、これまでの事業との違いについて、高齢者バス特別乗車証を利用希望者に対し、令和5年度に限り無料で交付すると表記がありますが、前年度の交付条件と、無料で交付した結果、現段階でどのような変化があったのか。高齢者等バス特別乗車証交付対象者は、70歳以上の高齢者及び障害者はそれぞれ何人か、というご質問でした。回答は、こちら交付条件について前年度までは、利用希望者の所得状況により、利用料として、高齢者は8,000円又は4,000円、障がい者は2,000円又は1,000円で、いずれも生活保護受給者は0円で行っていました。現段階での変化については、障がい者における交付者数は前年度と同様ですが、高齢者については交付者数が前年度比約4割増となっているほか、バス事業者から伺っているところでは、運送人員が前年度比約1割増となっており、このことから、特別乗車証を初めて所持する方が増加し、また、コロナ禍によりこれまで外出を控えていた方が、バスを利用して外出するようになったと感じております。また、令和5年7月31日現在の交付対象者は、高齢者は49,409人、障がい者は12,679人で行っています。以上で、事前質問を含めた政策1の説明を終わらせていただきます。

#### ○堤委員長

ありがとうございました。それでは、評価に入りたいと思います。政策1の各重点施策と政策の評価について、こちらの妥当性や御意見を申し上げます。

#### ○宮腰副委員長

はい、すみません。1-6のところ、市民生活のフォロー体制の構築に関する評価としては「一部達成できている」となって、評価理由のところ、市民のフォロー体制は構築されているが、「市独自のガイドラインを制定」のところ、一部達成できていないことの要因になっているというような解釈をしていますが、例えば、資料3の20ページのところを見ますと、市独自のガイドラインは制定しない方針と書かれています。当然、国や県というのは対処方針が食い違えば問題になるかなということでは理解できるんですけど、そうすると、このガイドラインは、そもそも制定されていないのではなく、制定しないということになるのではないかなと思うんですが。そうだとすると、一部達成できているという評価はどうかという疑問があります。いかがでしょうか。

#### ○堤委員長

そもそも方針としてガイドラインを制定しないというのであれば、一部達成ではなくて、「達成できている」になるということですね。

#### ○宮腰副委員長

そうなるのではないかと。もしくは逆に、今後何か変更して達成するというか、別なガイドライン等を策定するのであれば分かるんですけども。

#### ○事務局

なるほど。要は、策定しないという方向であれば、その方向をもって、それで達成しているという考えでいいのではないかとということですね。

#### ○宮腰副委員長

そうなるのではないかなと。

#### ○事務局

評価の段階では、あくまで公約の内容に則った形でガイドラインを制定するというところでしたので、その結果を評価したところでありましたけれども、1つの方向性として、市としてそういったところ判断をしたことをもって評価をすることについて、委員の皆様がそういう御判断いただけるのであれば、その評価も妥当かとは思いますが。

#### ○宮腰副委員長

あとはもう1つ、フォローアップとして、おそらく市民がすごく気になるところだと思うのは、例えば、資料3の21ページにあります危機管理マニュアル、この中身がどうなっているのかということはすごく気になるところだと思います。すみません、私、ちょっと勉強不足なところもあるんですが、このマニュアルに関してはその内容について、一般の市民に公開はされているのでしょうか。

#### ○保険総務課

危機管理マニュアル的なものを作ったというような御質問ですよ。

#### ○宮腰副委員長

そうですね。一般の方がそれを知っているかどうかということです。

#### ○保健総務課

令和3年12月に、市がコロナウイルス感染症危機管理マニュアルを策定したところでありましてけれども、策定したというようなことは公表していますが、具体的な中身については、公表していないというような状況になっております。どちらかというとな内部的なものということで、例えば、こういった場合には保健所の方へ応援体制を本庁から何人行くとか、そういった事務的・内部的なものとなっております。

#### ○宮腰副委員長

ありがとうございます。おそらく、市民がガイドライン的に知りたいことというのは、もしもこのような状況になったときにどんなことがなされるのかということが知りたいところではないかと思っておりますので、何かそうした情報が、市民に公表というか周知される状態にあるかどうかということが、フォローアップにつながるのかなというような気がしております。だから、そもそもその公約とちょっと違くなってしまいますので、評価のところは達成できているか、一部達成できているかはちょっとどう判断していいかわからないですね。それで、その当たりのところが成されれば良いのかなと思っております。

#### ○堤委員長

他に御意見等ございませんか。

#### ○OA委員

私も同じような質問をしたいなと思っていました。市民フォローアップ推進事業に関する質問で、評価にも市独自のガイドラインは制定されていないということだったんですけど、市独自のガイドラインって具体的にどのようなものなのかというのが気になりました。どのように市民に提示されて、市民が実際生活しているときに、ガイドラインが制定されてるから、ちゃんと生活ができるんだなと実感できるものなのか、どういうものなんだろうって気になったので、今の現段階で検討されているガイドラインがあればどのような形なのか、具体的にお教えいただければと思います。

#### ○保健予防課

保健予防課でございます。今、ガイドラインの中身についてですけれども、こちらは令和3年に策定したものでございまして、コロナの流行期からいくと、まだ初期、中期の策定ですかね。最終的に昨年度のあたりにつきましては、いろんな状況がコロナにつきましては変わってきておりまして、そういったところを踏まえて、今、5類の方に移行しています。今年度、これは法律の方で義務付けられてはいるんですけれども、予防計画というものを保健所設置市においても策定しなければいけないというようになっています。その計画の中で、この令和3年に策定した新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアルを踏まえて、新たな計画を今年度策定する予定になっております。そういったところを、これまでのコロナへの危機の対応とか計画、マニュアルを踏まえて策定し、そちらについては、策定したら公表を考えております。中身については、いろいろと国の指針とか県の方でも策定しますので、そういったものを踏まえて市で策定する予定にしておりますので、今後策定できましたら、速やかに公表の方をしたいと考えております。

## ○OA 委員

ありがとうございます。

## ○堤委員長

その他、御意見ございませんか。宮腰委員の評価については。

## ○宮腰副委員長

今の話であれば、一部達成できているので妥当かと思えます。

## ○堤委員長

それでは、政策1の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおりと決定します。次に、政策1の評価については、事務局案の「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

「異議なし」

## ○堤委員長

以上で、【政策1 迅速かつ適切な新型コロナ対策】についての審議を終わります。続いて、【政策2 八戸圏域の特性を活かした経済活性化】について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

政策2を御説明いたします。資料2の3ページをお開きください。【政策2 八戸圏域の特性を活かした経済活性化】の内容は、八戸圏域の農業・畜産・水産の連携を図るほか、産業都市八戸の経済効果を圏域に波及させていきます、となっております、7つの重点施策で構成されております。

まず、重点施策2-1は、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に向けた「八戸市経済再生ビジョン」を策定し、地域経済の再生・回復を図ります、となっております。ここで、参考資料2の3ページをお開きください。これに対し市では、「八戸市経済再生ビジョン策定事業」に取り組んでおります。昨年度の評価は、経済再生ビジョンの策定には至っていませんでしたが、骨子案の作成や策定に向けたアンケート調査の準備が進められていたことから、評価は「達成できていませんが順調」としました。今回は、令和5年3月に経済再生のためのビジョンとして「中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定し、令和5年4月から同ビジョンを実現するため、中小企業・小規模企業の振興に資する事業の取組を進めていることから、「達成できている」としました。資料2の3ページにお戻りください。

次に、重点施策2-2は、水産業の未来を考える「仮称 八戸水産アカデミー」を設置します。



また、養殖事業等の「つくり育てる漁業」の推進に向けた研究会を立ち上げ、多様な水産資源の確保に努めます、となっております。これに対し市では、「水産業振興事業」に取り組んでおります。事務局としては、「八戸水産アカデミー」を設置し、セミナーを実施しており、「つくり育てる漁業」の推進に向けては、専門部会を設置し視察を行うなど、養殖業の実現可能性について調査研究が進められていることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策2-3は、「食のまち・八戸」をテーマとした観光振興により、八戸圏域の農業・畜産・水産資源を有効活用することで、交流人口や関係人口の増加による圏域全体の経済の活性化を図ります、となっております。これに対し市では、「グリーン・ツーリズム推進事業」等に取り組んでおります。事務局としては、八戸都市圏交流プラザ「8base」の運営や「VISITはちのへ」への活動支援、地場産品を活用したイベント等への補助により、圏域の資源を有効活用した交流人口・関係人口増加の取組を実施しております。また、令和4年12月の八戸市魚菜小売市場のリニューアルオープン後、陸奥湊駅内に民間事業者による店舗が参入するといった波及効果が見られております。現在、VISITはちのへに対する「食のまち・八戸」関連事業を拡充し、更なる取組を進めているところであることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策2-4は、デジタル関連産業や医療・介護・健康等の「ヘルスケア産業」など、成長産業の集積に向けた企業誘致や事業育成に取り組めます、となっております。これに対して市では、「IT産業集積促進事業」等に取り組んでおります。事務局としては、トップセールスの実施や日ごろからの企業訪問の取組の結果、年間複数社の企業を誘致できしており、令和4年度には金属粉末を製造する成長産業分野の企業を1社誘致できたところであることから、「一部達成できている」としてしております。

次に、重点施策2-5は、経済のグローバル化に向けた北東北の物流拠点としての基盤の整備等、産業インフラをさらに充実させ企業誘致に努めます、となっております。参考資料2の4ページをお開きください。これに対し市では、「ポートセールス事業」等に取り組んでおります。事務局としては、八戸港の利用促進に向けたポートセールス活動や奨励金の交付による企業誘致を実施している一方、新産業団地や都市計画道路、港湾などのインフラ整備は進行中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点政策2-6は、地域の雇用と経済を支える中小企業・小規模企業の振興条例を制定し、効果的な運用により地域経済の活性化を図ります、となっております。これに対して市では、「中小企業及び小規模企業振興基本条例推進事業」に取り組んでおります。昨年度の評価は、条例を制定しましたが、効果的な運用に向けた取組が未実施であったことから、評価は「一部達成できている」としました。今回は、条例を施行し、市民に向けた周知を行っており、また、同条例に基づき、令和4年9月に設置した中小企業・小規模企業振興会議から、同条例に基づき実施される事務事業の取組状況に関する意見を聴取し、その結果を次年度事業に反映して取組を進めていることから、「達成できている」としました。

次に、重点政策2-7は、次代の経済活性化に向けて起業家を支援するプラットフォームを構築し、起業家同士の交流や起業を志す若者や女性に対する起業支援体制を拡充することで、「創業拠点都市・八戸」を目指します、となっております。これに対して市では、「はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業」等に取り組んでおります。事務局としては、はちのへ創業・事業承継サポートセンターの運営による起業家への支援を実施している一方、起業を志す若者や女性に対する起業支援体制の更なる拡充は未実施であることから、「一部達成できている」としました。なお、若者や女性をはじめとした起業家を支援するためのプラットフォームは今年の秋に構築予定でございます。

最後に、政策2全体の評価案ですが、達成できている取組があるものの、更なる推進が必要な取組や未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。以上が政策2の説明になりますが、政策2については事前質問をいただいているため、その内容を御説明します。

資料4の5ページをお開きください。重点施策2-6の事業1、中小企業及び小規模企業振興基本条例推進事業についてです。御質問の内容は、八戸市中小企業・小規模企業に対する振興施策について、融資以外の具体的な内容に関するご質問でございました。回答は、当該条例第11条で、市が中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっての8つの基本方針を定めており、その内容と、それぞれの基本方針に基づいて実施する主な事業を表に記載しております。令和5年度から新規に取り組んでいるものや、拡充した事業がございます。以上で事前質問を含めた政策2の説明を終わります。よろしくお願ひします。

#### ○堤委員長

ありがとうございます。では、評価に入りたいと思います。政策2の各重点施策と政策の評価について、こちらの妥当性や御意見を願ひします。特にございませぬか。

それでは、政策2の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおりと決定します。次に、政策2の評価については、事務局案の「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

「異議なし」

#### ○堤委員長

ありがとうございます。以上で、【政策2 八戸圏域の特性を活かした経済活性化】についての審議を終わります。

それでは休憩に入ります。10分後に再開いたしますので、15時までに席にお戻りくださるようお願いいたします。

《休憩》

#### ○堤委員長

それでは再開いたします。続いて、【政策3 持続可能なよりよい社会の実現】について、事務局より説明を願ひします。

#### ○事務局

後半もよろしく願ひします。政策3を御説明いたします。資料2の3ページを御覧ください。【政策3 持続可能なよりよい社会の実現】の内容は、SDGsへの理解、環境問題やデジタル社会への対応を図り、持続的な発展を目指します、となっており、3つの重点施策で構成されております。

まず、重点施策3-1は、SDGsに対する市民の理解と取組を推進するために、教育機関・企業・関係団体等への情報発信や啓発活動を行います、となっております。参考資料2の5ページをお開きください。これに対して市では、「SDGs情報発信・啓発事業」に取り組んでおります。事務局としては、市民向け及び中学校等にSDGsの普及や啓発に向けた講座の開催や情報発信を実施している一方、企業への情報発信については未実施であることから「一部達成できている」としました。資料2の3ページにお戻りください。

次に、重点施策3-2は、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化への取組を通じて、経済・社会・環境のバランスの取れた、グリーン・循環型社会の実現を目指します、となっております。これに対して市では、「脱炭素化推進事業」等に取り組んでおります。昨年度の評価は庁内検討会を立ち上げましたが、具体的な取組内容は検討段階であったことから、「達成できおらず、あまり進んでいない」としました。今回は、庁内検討会を立ち上げたほかに、各団体との意見交換や環境出前講座を実施する等、意識啓発活動に関する取組を実施しております。また、グリーン・

循環型社会の実現等に向けて、第3次八戸市環境基本計画及び第2次八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を進めており、令和5年6月にパブリックコメントを実施したことから、「達成できていませんが、進捗度は順調に進んでいる」としました。

次に、重点施策3-3は、行政・市民生活のデジタル化を加速させ、効率的かつ安全・安心な行政サービスを提供するために、民間人材の登用も視野にデジタル推進室を設置します、ととなっております。これに対して市では「行政のデジタル化体制強化事業」に取り組んでおります。事務局としては、令和4年4月に「デジタル推進室」を新たに設置した後、八戸市デジタル推進計画を策定したほか、デジタル化に関する職員向け研修会、市庁舎のフリーWi-Fiエリアの拡大や公共施設窓口におけるキャッシュレス決済の導入へ取り組んでおり、今後は八戸市統合スマートフォンアプリの開発を予定しているなど、設置後も継続した取組を進めていることから、「達成できている」としました。

最後に、政策3全体の評価案ですが、達成できている取組があるものの、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。こちらについては、事前質問がございましたので、政策3の説明は以上となります。

#### ○堤委員長

ありがとうございました。では、評価に入りたいと思います。政策3の各重点施策と政策の評価について、こちらの妥当性や御意見をお願いします。

#### ○宮腰副委員長

政策3-2のところというか政策3自体の目標が、まず1つは、SDGsへの理解ということにおきましては、今いろいろとお話がありました。例えば、啓発事業であるとか、そういったことで成されているというのは分かるんですが、その後の環境問題やデジタル化への対応を図り、持続的な発展を目指すということで、つまり、発展することが指標になるかというように読めるかと思います。そうした場合に、どういう状況になることが発展したことになるかというのが、今1つ、実は聞きながら分からなかったところなんですけど、この政策3自体、ちょっと大きいテーマになるかもしれませんけども、政策3自体の達成された状況というのは、どういうところを想定しているのかをお聞かせいただければと思います。

#### ○堤委員長

難しい問題ですね。

#### ○宮腰副委員長

つまり、どうなることで評価することできるのかが、実はちょっと読んでいて分からなかったんですよ。

#### ○事務局

お答えいたします。まずは、政策3の【持続可能なよりよい社会の実現】について、3つの施策があります。この大きな目標としては、持続的な発展を目指すところになってございますが、それを実現するための施策として3つの施策があると考えておりますので、その意味では、1・2・3、各個別の3つの施策が実現、これを着実に進めることでSDGsへの理解、それから環境問題、デジタル社会への対応を進めることで、持続的な発展を目指していくという状態を表現しているというふうに理解しておりましたけれども、答えになっているでしょうか。

#### ○宮腰副委員長

そうすると、2のところ、いわゆる環境問題とかのところ、該当する部分なのかなというよ

うに思うのですが、この部分が掲げられているところを達成することによって、持続的な発展というふうに解釈されるということではないでしょうか。最初、理解と環境問題とデジタル社会の対応という形の3項目というように読んだんですけども、もちろん全部が全部に関わっていくかとは思いますが、1が主に理解・啓発になると思います。3に関してデジタル化というところが主に掲げられていますので、デジタル社会への対応ということがメインかなと思ったんですけども、2のところは、そうすると環境問題・持続的な発展というふうな指標というように考えていいかなと考えてよろしいのでしょうか。

#### ○事務局

それぞれの施策ごとに、やはり評価はしていただく形になるかなとは思いますが。

#### ○宮腰副委員長

すみません、あまりうまく表現できず申し訳ないんですけども。だいぶ逸れた形になるかもしれないんですけども、個々で達成できているかどうかというところが、全体を達成できているかどうかというところに関わっていくと思いますので、例えば、個々の部分が達成できているかどうかというようなことが、3-1、3-2、3-3みたいな感じで細分化されている中で、1個1個達成しているかどうかという評価をする、それを積み上げることによって政策3が達成されているかどうかを評価する訳です。そういうことかなと解釈をしたんですが、それで良いのでしょうか。

#### ○事務局

なるほど。今回、この評価の方法としますと、各大きい政策の中に、政策3であれば3つの施策がぶら下がってしまっていて、その各施策ですね、この参考資料2にあるとおり事業がぶら下がってまして、この事業の進捗状況を見て、それぞれの施策の進捗状況・達成状況を御判断いただくこととなります。そして、その各施策の達成状況をもって、政策全体を評価いただくという形の考えでございましたので、今、委員がおっしゃった、持続的な発展を目指しますという状態もそうなんですけども、まずは施策がクリア・達成されているかどうかというところで、まずは御判断いただいて、その各施策の達成状況をもって、政策を達成しているかどうかという判断になるというように考えております。

#### ○宮腰副委員長

はい。そうすると、設定されている施策自体の是非よりは、施策を達成しているかどうかの評価というような方だということですね。

#### ○事務局

その個別評価が基礎になっているということで捉えています。

#### ○宮腰副委員長

分かりました。

#### ○堤委員長

3-2でいうと7月分までなので、省エネセミナーとか、そういったものは9月以降に予定してるから達成できていないというか、やっていないことで評価には含めない。あくまでも令和5年度7月末までです。

#### ○事務局

はい。例えば、今日やっているものとかは、来年の会議の場で評価の対象になっていくという

ことで捉えております。

#### ○堤委員長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。政策3の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおりと決定しますが、よろしいですか。次に、政策3の評価については、事務局案の「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

「異議なし」

#### ○堤委員長

以上で、【政策3 持続可能なよりよい社会の実現】についての審議を終わります。続いて、【政策4 スポーツ&文化で地域と経済の活性化】について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

政策4を御説明いたします。資料2の4ページをお開きください。【政策4 スポーツ&文化で地域と経済の活性化】の内容は、スポーツ・文化に関連する施設を連携し有効活用しながら活性化に繋がります、となっております、4つの重点施策で構成されております。

まず、重点施策4-1は、スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸、スポーツ産業の振興による地域の活性化に向けて、「(仮称) スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会」を立ち上げます、となっております。参考資料2の6ページをお開きください。これに対して市では、「八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進事業」に取り組んでおります。事務局としては、市の附属機関として「八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会」を設置し、スポーツ推進計画の外部評価が実施されており、スポーツの実施状況に関するアンケート調査を実施するなど、設置後も継続した取組を続けていることから、「達成できている」としました。資料2の4ページにお戻りください。

次に、重点施策4-2は、八戸市体育館の建て替え構想に際し、従来のスポーツ競技や観戦のほか、避難所・各種コンベンションの開催など多目的利用が可能な施設を検討します、となっております。これに対して市では、「新体育館整備事業」に取り組んでいます。昨年度の評価は、基本構想の策定に向けた作業が進められている段階であったことから、評価を「達成できておりませんが、順調に進んでいる」としていました。今回は、令和4年11月に八戸市体育館の建て替えに関する基本構想を策定しました。避難施設等の防災機能については、今年度、八戸市体育館の建て替えに関する基本計画の策定の中で、引き続き検討を予定していることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策4-3は、「北東北のコンベンションシティ八戸」を掲げ、イベントや会議などの誘致を積極的に進めると共に、八戸市の魅力を発信し経済波及効果を創出します、となっております。これに対して市では、「VISIT はちのへ活動支援事業」に取り組んでいます。事務局としては、VISIT はちのへによるイベント誘致の助成や首都圏における MICE 誘致商談会などに参加し、誘致を図っております。デジタルを活用したマーケティングやインターネット、SNS を活用した効果的な魅力発信が図られている一方、コロナ禍の影響により、観光客について、十分な回復には至っていないことから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策4-4は、中心市街地において、商業機能や公共施設と文化事業（美術・文学・演劇・音楽）との連携によるエリアマネジメントに取り組み、市民のコミュニティ豊かな魅力ある街づくりを目指します、となっております。これに対して市では、「文化事業と商業機能との連携事業」等に取り組んでいます。事務局としては、中心市街地における商業機能や公共施設と文化事業との連携による取組を実施している一方、居心地が良く歩きたくなるストリートへの転

換を目指す、中心市街地ストリートデザインの取組は進行中であることから、「一部達成できている」としました。

最後に、政策4全体の評価案ですが、達成している取組があるものの、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。以上が政策4の説明になりますが、政策4については事前質問をいただいているため、その内容を御説明します。資料4の6ページをお開きください。

重点施策4-4の事業1、文化事業と商業機能との連携事業についてです。この事業の詳細は、資料3の58ページをお開きください。こちらは御意見としていただいたもので、更上閣でのガーデントライアルでは徐々に認知されてきた感じですが、日程を定着していくべきと考えます。更上閣だけではなく美術館前とで土曜日は午後から夜にかけて音楽イベントを交え、日曜は日中の開催と告知することで、人の動きや賑わいが出て良いのではないのでしょうか（毎月の最終の日曜はホコテンも開催されている関係で、毎週土曜と日曜が厳しいのであれば、ホコテンに日程を合わせても良いのではないかと思います）といただきました。貴重な御意見として頂戴いたします。ありがとうございます。

参考までに、こちらのガーデントライアル事業について、参考までに実績と予定についてお知らせいたします。今年度は6月8日（木）～11日（日）の期間でガーデントライアル事業を実施しております。いずれも11時～14時の開催でしたが、6月10日（土）については、同トライアル事業に加えて、18時～20時の時間帯で、更上閣のほか、はっちや美術館を会場に、キッチンカー、飲食屋台、音楽ライブが楽しめる夜のイベント「ヨルニワ」を実施しました。なお、10月も11日（水）～14日（土）にかけて同様のスキームで事業を実施する予定で、「ヨルニワ」は14日（土）に開催する予定としております。

続いての事前質問及び御意見も同じ文化事業と商業機能との連携事業となります。内容は、以前美術館でバスケットの3x3が行われたという記事を目にしたことがあります。美術館でのスポーツは違うように思うのですが、どういう意図があったのか教えてください、というものでございます。こちらについては、令和5年3月26日、美術館ジャイアントルームにて、3人制バスケットボール「HACHINOHE DIME CUP」が開催されました。主催者は八戸DIMEで、当館を貸館で利用いただいたものです。スポーツイベントを開催した意図としては、当館の特色である「ジャイアントルーム」の活用の可能性を探る一環として、まだ当館に訪れたことが無い新たな客層の来館や、アートとスポーツの融合や相乗効果を期待したものであり、中心市街地へ来街を促すねらいもありました。当日は、反応については資料に記載のとおりでございます。今後は、アートのまちづくりの拠点施設として、美術館としての従来の機能や役割を大切にしながら、スポーツ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など他分野との連携により相乗効果が期待される企画については、幅広く開催を検討してまいりたいと考えております。以上で事前質問を含めた政策4の説明を終わります。よろしく申し上げます。

## ○堤委員長

ありがとうございます。では、評価に入りたいと思います。政策4の各重点施策と政策の評価について、こちらの妥当性や御意見を申し上げます。

## ○OB委員

すみません。評価の前に、バスケットのことなんですけれど、3x3。ジャイアントルームって、私ちょっと入ったことないんですけど、バスケットの床と美術館の床とは違うと思うんですね。スポーツする床はそれなりのきちんとした床じゃないと、ボールをついたりとかバスケットの特性に活かすことはできないと思うのですが。やはり、スポーツはスポーツ施設で、床にしてもきちんと整備されているところでやる。ただ人を集めるためにやって、たくさん集まったから良か

ったということよりも、やはりスポーツをやる施設は他にあるような気がして、それはそっちの方で集客を図るということを考えて方がよくて、バスケットをやると将来的に美術館の床が傷むと思うんですよ。貸館として貸し出したという御意見でしたけれども、美術館の目的、いろいろ今、美術館に対していろんな意見が出てますよね。新聞にもいろんな意見、投書とか出てますし、その回答もすごく分かるような気がするんですけど、目的はスポーツ施設ではないので、遊びでやった3x3でしょうか。私は見てないので分からないんですけど、やっぱり全然違うと思うんですよ、使い道が。バスケットシューズを履いて美術館の床でバスケットをしたら、美術館の床はたぶん劣化すると思います。だから、ちょっと違うと思います。人が集まったからいいんじゃないなくて、やっぱり目的をもう少し限定して、美術館の使い方っていうんですか。いろんな使い方を模索しているというようにあるんですが、美術館の使い方は、もっと違う使い方があるんじゃないかなという気がします。意見です。

#### ○事務局

ご意見として頂戴する形でよろしいでしょうか。

#### ○OB 委員

はい。

#### ○美術館

美術館の宗石と申します。貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。この件につきましてはいろんな御意見をいただいております、今回は HACHINOHE DIME さんの方で、こういったことを試しにやったらどうなんだろうということで検討いただきました。当初は、バスケットにちなんだ絵の展示とかも一緒にしながらやったら良いのではないかとというようなところだったんですけども、関連する絵の展示はちょっとできなくて、バスケットだけになりました。ちなみに、床なんですけどコンクリートとなっております。ぜひ無料なので来ていただきたいんですけども。

#### ○OB 委員

コンクリートでやったんですか。ジャイアントルームが分からなかったのも、ごめんなさい。やっぱり、床でスポーツをした者としては、「あれじゃあ美術館傷むわ」という気持ちが先に立ちました。床は大丈夫だったんだろうかという気持ちが、記事を読んだ途端に出ました。ごめんなさい、実際行って見てもいないし、床がコンクリートだと知らなくて、すみません。

#### ○美術館

いいえ。いろんな御意見いただいて、そういった御意見をもとに次の企画を考えたいと思います。

#### ○OB 委員

あの記事だけを見ると、ずらっと「楽しかった」みたいな感じで、目的は何だったんだろうみたいな。ついバスケットやったという形に見えて、「あれ、違う」って。そんな簡単なものじゃないと思った次第です。

#### ○美術館

御意見いただきまして、ありがとうございます。

#### ○スポーツ振興課

ちょっとよろしいですか。

## ○堤委員長

はい、お願いいたします。

## ○スポーツ振興課

スポーツ振興課、石丸でございます。私から、スポーツ振興の観点から、ちょっと御意見を差し上げたいと思います。まず、呼び方の件だったんですが、3x3（スリー・エックス・スリー）と言いまして、バスケットボールと明確にルールが違います。それと、3x3の特徴として、場所を選ばないストリートスポーツなんですね。なので、いろんな所でこの大会は実はやっていて、ロケーションの賞もあるくらいなんです。なので、HACHINOHE DIME とすると、いろんな場所で大会を開催したい。その一環で、まず美術館を選んだと思います。そういうこともあって、スポーツ振興という観点からすると、床の問題もですね、必ずしも体育館でなければならないというもの、実はこの3x3についてはないんです。ですので、そういった特性があって、新しいスポーツなので、いろいろとバスケットボールと同じく見えるかもしれませんが、ルールが違います。場所を選ばないストリートスポーツ、あとは世界中に愛好者も増えていて、東京 2020 オリンピックから正式競技として採用されてございますので、その当たりについては御理解いただきたいと思います。以上でございます。

## ○OB 委員

ありがとうございます。

## ○OC 委員

先ほどのバスケットの件も聞いてはいましたし、見た人も「えっ」という驚きの声があったようです。私もこの委員会の会議で美術館に初めて行ったんですが、入って「ここ、図書館だったかな」という感じでした。学生の子どもたちが勉強してるのが一番最初に見えたのが、実際自分は違和感を感じました。美術館は建てた時点で、多くの市民の人が比較するのは十和田美術館で、恐らくそこと重ね合わせて、期待してたとは思いますが、そうなってくると美術館の質というか、これは多目的施設じゃないかという逆の意見も聞こえてきました。確かに美術館となると、もう少し趣がある作品とか展示物とか、誘客・人が来るからという目的じゃ、この美術館という名前はどうなんだろうと思いました。美術館を建てる上で、八戸市として根本にある目的というものがおそらくあったと思うんですが、市民に関しては、そういう裏目的は全然分からないままにどうしても見てしまうので、美術館とかけ離れたバスケットなり、入るなり「私、ここ図書館だったかな」と錯覚するような感じです。子どもたちは、はっちの上に居るようなイメージがありましたし。やっぱり美術館と名前が付くのであれば、誘客だけの目的ではなく本質の美術館というのをもう少し最初から市民に「こういうものです」と、もう1回問いかけるのも必要だと思いますし、説明も必要じゃないかと思います。今ちょうど良い機会だったので、私も周りから聞く声として、御意見させていただきました。市が目的とするものがあるのであれば、もう少し市民の方に説明をした方がこういった誤解がないんじゃないかなと思うので、そういったところをお願いできればいいなと思っておりました。以上です。

## ○宮腰副委員長

実は、同じようなことを別な観点から考えておまして、資料3の61 ページのところ、事業内容として、三日町・十三日町の街路を人中心の空間へ転換すると簡単に書かれてますが、すごく大きい1つの事業というか寄与目標ではないかと思います。それに従って、今、八戸の中心街をさらに大きく作り替えていくのではないかと思うのですが、今、御意見があった形で、私も実は結構周りから、八戸の中心街の作り方に関しては一体何をしているんだろうかというような話を結構聞いたりしています。僕個人としましては、今、中心街でやられていることという



のは理解できるんですけども、それを説明が不足しているばかりに、市民全般にはそうしたことがうまく捉えられておらず、非常にもったいないなと感じております。ぜひ市の方にですね、こうしたいろんな計画の根底に流れるところを、もっと市民の方に周知していただくようなことがあった方がよいと思います。ある意味では、建物だけ造ったときに、今までの話の延長の中にそうした建物があるというふうに一般的には捉えがちですが、そもそもの根本的な話が変わってきているというところは、あまり御理解いただけてないのではないかと思います。同じように、美術館もいろんなお話があったように、本当にそのとおりのところも感じるころはあったんですが、八戸市美術館に関しては、先日、東北建築賞を御受賞なさいまして、そもそも他の美術館と大きく違うところが収蔵庫を持たないという、そんなに大きな収蔵庫をお持ちじゃないというふうなことと理解しています。つまり、例えば、青森県立美術館とかであれば、展示しているもの以外にかなりの部分、バックヤードがあって収蔵しているものが普通の美術館ではありますが、それが新しい形の美術館というようなことが八戸市美術館の特徴であって、いわゆる今までの形ではない新しい展開を出そうとしているというようなことが評価されたんだと認識してるんですけども、そのあたりがおそらくは全く伝わってない。美術館という言葉であれば当然、普通は今お話があったように十和田美術館を想像しますので、そうしたものが全く無い文脈の中でつくられている美術館だという話が、やはり市民の方には通用してないんじゃないかと思います。ですので、これはかなり実は重要な話なので、そうしたところをもっと周知していただければなと思います。

1つ、これはお願いなんですけれども、美術館の展示に関しても、他とは全く違ったタイプの美術館ですので、例えば、十和田で行ったものとかを巡回で持ってくるということよりは、独自の企画をなさる展示を多くした方が、もちろん非常に大変なことは承知しておりますが、そうした展開を多くしなければ、違う美術館だという認識はしていただけないのではないかと思います。ぜひそのあたりは頑張っていただきたいというように思っております。以上です。

#### ○美術館

ご説明いただきまして、ありがとうございます。全くそのとおりでなと思っております。これから説明というか御理解いただけるように丁寧に御説明していくと共に、先ほどの「常設展」がない話ですかね。

#### ○宮腰副委員長

いえ、「収蔵庫」です。

#### ○美術館

収蔵庫では、3,000点は収蔵しております。

#### ○宮腰副委員長

それほど規模は大きくないとお聞きしてたんですが。

#### ○美術館

十和田には収蔵庫がないんですよ。十和田の方は展示をしていますけれども収蔵庫がなくでですね。八戸は以前から、八戸のゆかりの方たちの作品を3,000点収蔵しているところです。そちらの作品については、年間を通じてラボというところがありまして、そこで展示しています。シャガールとかそういうような作品ではなくて地域の方々の作品ですので、何回も足を運んでいただくように3,000点の内から作品のテーマを決めて、年に3回ぐらい展示替えをして、あらゆるテーマで展示をしていくというような工夫をしていくことにしております。今後については、先ほど、八戸ならではの、ということで、通常美術品を展示する温湿度が管理されたホワ

イトキューブでの展示と、ジャイアントルームといった各部屋の利用については、これから「ノートレック展」も企画しているところなんですけども、そちらでは展示プラス地域の方々との連携したプロジェクトを併せて企画しているところですので、そちらを期待して見ていただければと思います。特に企画は未知数ですので、見ていただければと思います。地域の方々とも連携させていただいてやっていければいいと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

#### ○宮腰副委員長

すみません、認識に誤りがございました。お詫びいたします。

#### ○堤委員長

あとはございませんか。よろしいですか。それでは、政策4の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおりと決定します。次に、政策4の評価については、事務局案の「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

「異議なし」

#### ○堤委員長

ありがとうございます。以上で、【政策4 スポーツ&文化で地域と経済の活性化】についての審議を終わります。続いて、【政策5 安心・安全な市民の暮らしを守る】について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

政策5を御説明いたします。資料2の4ページをお開きください。【政策5 安心・安全な市民の暮らしを守る】の内容は、超高齢社会への対応、障がいのある方への日常生活支援、大規模災害への対応を図ります、となっております、5つの重点施策で構成されております。

まず、重点施策5-1は、超高齢社会に向けて、医療・介護・予防等の生活支援を総合的に推進するために、デジタルシステムを活用した「地域共生社会」の実現を目指します、となっております。参考資料2の7ページをお開きください。これに対して市では、「在宅医療介護 ICT 連携推進事業」等に取り組んでおります。事務局としては、ICT ツールを活用するとともに、同ツールの更なる活用促進に向けて、利用者数を増やすための研修会・事例検討会を実施するなど、デジタルシステムを活用し「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていることから、「一部達成できている」としました。資料2の4ページにお戻りください。

次に、重点施策5-2は、介護人材を確保するため、資格取得支援、人材育成、町内会単位での支援体制の整備、市独自のヘルパー制度（軽度者に対するサービス提供）の創設などに取り組めます、となっております。これに対して市では、「介護の仕事理解促進事業」等に取り組んでおります。事務局としては、中高生への出前講座の開催等による人材確保・育成や、町内見守りネットワークによる町内会単位での支援体制の整備を継続して実施している一方、介護資格取得支援や市独自のヘルパー制度の創設が未実施であることから、「一部達成できている」としました。

次に、重点施策5-3は、医療・介護の連携をより一層推進させ、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組みづくりを目指すと共に、終末期医療体制の整備に取り組めます、となっております。これに対して市では「在宅医療介護 ICT 連携推進事業」等に取り組んでおります。昨年度の評価は、看取りケアに関する研修会の開催や総合的ながん対策事業による終末期医療体制が整備されていますが、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組みの構築には至っていないことから、「一部達成できている」としました。今回は、医療・介護の連携をより一層推進させ、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組み

づくりを構築するための取組の一環として、ICT ツールを活用しており、また、昨年同様に終末期医療体制の整備として、看取りケアに関する研修会の開催や総合的ながん対策事業の取組が実施していることから、「達成できている」としました。

次に、重点施策5-4の内容は、障がい者の就業定着と就業機会の選択が広がるよう、事業者の理解促進に努めると共に就業支援の相談機能の充実を図ります、となっております。これに対して市では、「障がい者就労支援団体ネットワーク事業」等に取り組んでおります。事務局としては、障がい者の就業定着等に向けた、事業者や市民を対象とした研修会の開催や、障がい児の保護者への就業相談支援を継続して実施していることから、「達成できている」としました。

次に、重点施策5-5は、多発する異常気象や、将来発生が予想される巨大地震とそれに伴う津波など、大規模災害から市民の生命と財産を守るため、防災・危機管理部門を強化します、となっております。これに対して市では、「防災・危機管理体制強化事業」に取り組んでおります。事務局としては、昨年度の1グループ制から2グループ制とした体制強化に続き、今年度は危機管理部を創設し、更に体制を強化することで、防災・危機管理の司令塔機能を強化しており、津波避難ハザードマップの改定、津波避難計画の改定などを実施したことから、「達成できている」としました。

最後に、政策5全体の評価案ですが、達成している取組があるものの、未達成の取組や、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。以上が政策5の説明になりますが、政策5については事前質問をいただいているため、その内容を御説明します。

資料4の8ページをお開きください。重点施策5-4の事業3、障がい者就業支援事業についてです。この事業の詳細は、資料3の75ページをお開きください。御質問の内容は、障がい者就業支援事業に雇い入れる企業に対する支援策はあるかでございます。回答ですが、障がい者就業支援事業は市民（障がい者）向けの取組となりまして、企業向けの取組としては、今回資料3には組み込まれておりませんが、産業労政課が担当する「八戸市障がい者雇用奨励金」制度がございます。交付の対象要件がございますが、交付額は週労働時間30時間以上、1人につき月額1万円（重度障がい者等は月額2万円）、週労働時間20時間以上30時間未満、1人につき月額6千円（重度障がい者等は月額1.2万円）でございます。以上で事前質問を含めた政策5の説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○堤委員長

ありがとうございます。それでは評価に入りたいと思います。政策5の各重点施策と政策の評価について、こちらの妥当性や御意見を申し上げます。

#### ○OC委員

ちょっとここでどうなのかなと思うんですが、資料3の72ページの事業5「総合的ながん対策事業」ところなんですが、そのことで意見というか、市民病院でペット（PET-CT）に関して、三沢市民病院に行って受けてくださいということを結構聞くんですね。もしできれば、市民病院でもペットという機械を導入してくださるのはどうなのかなってちょっと思いました。具合悪いんだけど三沢市民病院まで行ってペットで調べて来てください、そのデータを持って来てくださって行かれて行ってるんですが、体調が悪い時にあちらまで行くというのを聞いていて、もし近い将来でも八戸市民病院にもペットがあれば行かなくても済むんじゃないかなという意見でした。

#### ○堤委員長

そうなんです、私知らなくて。八戸市にはこういった施設がないから、三沢市民病院まで行かなければならない。

○CG 委員

体調が良ければいいんですが、体調が悪い人がわざわざ行っているというのを聞いているので、市民病院にあればなと思っていました。

○事務局

御意見ということでよろしいですか。

○CG 委員

意見です。

○堤委員長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは、政策5の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおりと決定します。次に、政策5の評価については、事務局案の「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

「異議なし」

○堤委員長

ありがとうございます。以上で、【政策5 安心・安全な市民の暮らしを守る】についての審議を終わります。

【4. その他】

○堤委員長

以上で本日の審議は終了となりますが、最後に全体を通しての御意見や言い忘れたことなどがあれば、御発言いただきたいと思います。それでは、本日の審議案件を終了いたします。最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局から、第6回委員会の開催について御案内いたします。次回は、9月1日（金）午後2時から、会場は今回と同様、この会場で開催いたします。審議事項は、「政策公約の取組状況の評価」の続きを予定しております。開催案内、出欠連絡票は後ほどお送りする予定としておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

○堤委員長

ただいま事務局から次回委員会の開催日程について連絡がありましたが、次回も「政策公約の取組状況の評価」の続きを行う予定となっておりますので、よろしく願いいたします。他になればこれで終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。

【5. 閉会】

○司会

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、「令和5年度第5回八戸市総合計画等推進市民委員会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。